

## 名古屋家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

### 1 日時

平成24年6月28日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

### 3 出席者

#### （委員）

伊藤委員，佐藤委員，丹羽委員，川本委員，杉山委員，長谷川（誠）委員，長谷川（弘）委員，福谷委員，山本委員，水谷委員，熊田委員，加藤委員（委員長），堀委員

#### （ゲストスピーカー）

奥田小夜子調停委員，鈴木安弘調停委員

#### （事務担当者）

脇田裁判官，原首席家庭裁判所調査官，大杉次席家庭裁判所調査官，牧野家事首席書記官，廣田家事訟廷管理官，恒川主任書記官，梶本事務局長，原田事務局次長，佐合総務課課長補佐，野田総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 「家事調停の現状とこれから」について，事務担当者からの説明が行われた後，意見交換を行った。意見交換の発言内容は別紙のとおり

#### (4) 次回期日

平成24年12月14日（金）午後1時30分から午後4時00分まで（予定）

#### (5) 閉会

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( :委員 :ゲストスピーカー :委員長 :事務担当者)

インターネット等の情報が氾濫する社会となり、ある程度の法律知識を備えた当事者が多くなっているとのことであるが、そのような当事者に対して、調停委員はどのように対応しているのか。また、調停委員の能力向上をどのように行っているのか。

当事者等が事前に得た情報等に固執するために、対応に苦慮することも多いのが実情である。調停委員の自主的な研修を計画的に実施し、様々な問題に対応できるよう調停委員の資質の向上を図っているところである。

ここ数年、家裁関係の制度・規則の変更が頻繁に行われており、調停委員として備えて欲しい知識の習得、能力の向上を目的として家庭裁判所において研修や研究会を実施している。また、調停委員が行っている自主的な研修に裁判官や書記官等を講師として派遣することも行っている。

家庭裁判所の利用者には、精神的に問題を抱えている方も多いと思われる。そのような利用者に対応するためには、例えば、通院履歴とか、投薬の種類等の情報が必要になると思われるが、家庭裁判所では情報の収集や適切な対応を行えるような態勢になっているのか。

家庭裁判所には、心理学、社会学等を専門分野とする家庭裁判所調査官や精神医学の専門家である医務室技官がおり、精神的な問題を抱えている等で対応が難しいと思われる当事者の場合は、これらの職員を調停に関与させることによって、適切な対応に努めるようにしている。

市の施設には女性のための総合相談の常設施設がある。ここには年間4000件近い相談があり、その半数以上が調停に関わる相談である。相談者は精神的に非常に不安定であり、家庭裁判所においては、特にDV被害者への配慮を十分にしていきたい。DV被害者は怖くて仕方がなく、相手に後を付けられるのではないかと不安に思っている。調停中だけでなく、待合室への配慮、調停終了後の配慮等も必要である。また、調停における二次被害、ジェンダーへの配慮

についても十分に留意していただきたい。

D V事案については、裁判所としても十分な配慮を行っている。D V事案であるとの情報を得た場合には、調停を別室で行ったり、事案によってはフロアを分けたり、呼出時間に時差を設けたりして、双方が対面することのないように配慮をしている。また、調停終了後に相手方が退庁したことを職員が確認し、その後に申立人を退庁させるなどの配慮をしている。裁判所としても十分な配慮をしていることを相談窓口で案内していただきたい。

これまでも自治体のD V相談担当者や女性相談センターの相談員が裁判所を見学したり、家庭裁判所に研修の講師を依頼する等をして連携を図るようにしているが、今後もさらなる連携が必要であると考えている。裁判所の方からも当事者に対して、自治体の施設や制度について適時の教示をお願いしたい。

自治体のサポートも充実してきたと認識している。自治体主催の各種委員会に委員またはオブザーバーとして出席させていただいており、そのような場において互いに情報提供しているという実情であるが、今後もさらに連携を強めていく必要があると考えている。

離婚を簡単に考えている人が多いのではないかと思う。離婚後の生活や子どもの心情のことを考えていないため、児童虐待のような問題が生じてしまうと思う。

離婚調停の場合、家庭裁判所としては離婚が成立すれば終わりということになるが、当事者としては離婚成立が出発点となる。実際、離婚後に経済的・精神的なストレスから児童虐待に発展するケースも少なくない。調停の中において、離婚の話し合いと並行して、行政の支援制度や手続方法も検討していく等、離婚後の生活のことも含めた積極的な対応が必要なのではないか。

市の児童相談所への相談件数は急増しており、数年前の倍近くになる状況である。家事事件手続法においては子どもの福祉を重視しているとのことであり、家裁調査官とどのような連携がとれるのか、調停係属中はもちろんであるが、調停終了後も制度としてどのようなことができるのか等、家庭裁判所と行政の連携の手段を検討していく必要がある。

行政と司法では、それぞれの役割が異なることから、司法の立場としては調停

係属中における関与に止まり，調停終了後のケアは，基本的には行政の方をお願いせざるを得ない。調停係属中に行政から情報提供がされれば，関係機関とも連携を図り，適切な措置を講じていくように努めていきたいと考えている。また，家事事件手続法においては，子どもの福祉を重視しており，家庭裁判所では，子どもの意向を把握して，それを踏まえた上で調停を進行させていく試行を始めている。

家庭裁判所からの情報発信をもっと積極的に行っていくべきなのではないか。このような委員会等の場に参加しないと，例えば，本日のテーマである調停の現状についても調停委員の具体的な職務や抱えている問題，家庭裁判所の行っている取組を知ることができない。家事調停については個人情報保護等の問題もあり，メディア側からはなかなか踏み込むことができないというのが現状である。裁判所側からの積極的な情報発信が，自治体や地域との連携，さらには利用者の裁判所に対する理解を深めることにつながるのではないか。

(以上)